（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十六人以内を置く。

［２・３　略］

（表示登記専門官の定数、配置及び職務）

第五十二条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十五人以内を置く。

［２・３　略］

附　則

［１～３　略］

４　第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

５　［略］

６　第五十二条第一項の表示登記専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二表

改正後

（表示登記専門官の定数、配置及び職務）

第五十二条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百三十七人以内を置く。

［２・３　略］

附　則

［１～５　略］

６　第五十二条第一項の表示登記専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち十五人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第三十四条、第四十条関係）

地方法務局の名称
［略］
横浜地方法務局
長野地方法務局
静岡地方法務局
岐阜地方法務局
［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（表示登記専門官の定数、配置及び職務）

第五十二条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十七人以内を置く。

［２・３　同上］

附　則

［１～３　同上］

４　第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十九人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

５　［同上］

［項を加える。］

（表示登記専門官の定数、配置及び職務）

第五十二条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十五人以内を置く。

［２・３　同上］

附　則

［１～５　同上］

６　第五十二条第一項の表示登記専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第三十四条、第四十条関係）

地方法務局の名称
［同上］
横浜地方法務局
静岡地方法務局
［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和七年十月一日から施行する。